

第 1 章

災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり

- ・ 津波災害対策を推進する
- ・ 地域防災力を高める
- ・ 安全・安心に暮らせる環境を創出する

● 第 1 章を構成する分野

分 野

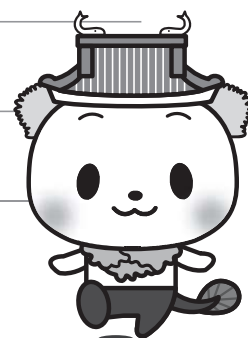
地震・防災対策

治山治水対策

交通安全対策

くらし安全

消防・救急



第1章

災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり

分野・地震・防災対策

目指す
状態

▼地域防災力の向上が図られた災害に強いまち

分野の主な目標

内 容	単 位	現 状 値	目 標 値 (令和5年度)
シーガーデン(海浜回廊)の盛土整備率	%	30 (平成30年度)	60
防災行政無線(移動系)(※)デジタル化の整備率	%	0 (令和元年度)	100
よしだ防災メール登録件数(累計)	件	1,637 (平成30年度)	4,000
吉田町地域防災指導員養成講座及び ジュニア防災士養成講座受講者数(累計)	人	236 (平成30年度)	500

※車載型や携帯型の移動局と役場との間で通信を行うもの(主として行政機関内の通信手段)

施 策

施策1 地域防災力の強化及び防災関係機関との連携強化

〈施策の方向性〉

- 防災訓練の継続的实施
- 災害時避難行動要支援者対策の推進
- 原子力災害に係る避難計画の策定・訓練実施
- 災害復旧に係る体制の整備促進

【現状と課題】

- ・ 総合防災訓練や地域防災訓練等の実施により、地域の防災体制の確立、住民の防災意識の高揚と知識の習得及び技能の向上を図っています。
- ・ 吉田町要配慮者避難支援計画の改定及び吉田町福祉避難所マニュアルの策定を行い、要配慮者(※1)への対策を進めています。避難行動要支援者(※2)の把握や避難支援者確保などを更に進め、避難支援体制の充実を図ることが必要です。
- ・ 浜岡原子力発電所の緊急時防護措置準備区域内(UPZ※3)に位置する本町は、静岡県と連携して原子力災害に関する避難計画の策定を進めていますが、今後、この計画を実効性のあるものとし、住民に周知するとともに、避難訓練などを通して災害時に迅速で的確な避難行動をとれるようにすることが必要です。
- ・ 災害時における復旧を円滑に実施するため、自衛隊やボランティアなどの広域支援の受入れ体制や住民の生活再建を支援する体制を整備することが必要です。

※1 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

※2 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

※3 Urgent Protective action planning Zoneの略

【4年後の姿】

- ・減災に向けて住民自らができることから取り組み、住民が自発的に行動できる自主防災組織となっています。
- ・地域の防災体制の確立により、災害時の避難行動要支援者への避難支援体制が整備されています。
- ・災害時には関係機関と連携して円滑に復旧作業が行えるよう体制が整備されています。

施策2 防災意識の向上

〈施策の方向性〉

- 防災講座、吉田町地域防災指導員・ジュニア防災士養成講座等の継続的实施（重点）

【現状と課題】

- ・地域の災害特性にあった防災対策を実現するため、住民にきめ細やかな防災指導を継続して実施することが必要です。
- ・住民の防災意識の向上の一環として吉田町地域防災指導員及びジュニア防災士の養成講座を継続的に実施し、地域防災活動を支える人材の育成に努めていますが、目標に対して受講者数が伸び悩んでいる状況にあり、周知方法等を改善する必要があります。
- ・ジュニア防災士養成講座を受講した中学生が、地域において継続的に活動・活躍できる場を設けることにより、将来の防災リーダーとして育成することが必要です。

【4年後の姿】

- ・防災訓練や防災研修を実施することにより、住民一人ひとりが災害時において迅速で的確な行動がとれるようになっています。

施策3 津波防災まちづくり・災害防止対策の推進

〈施策の方向性〉

- シーガーデン（海浜回廊）の整備促進（重点）
- 住宅の耐震化事業の促進

【現状と課題】

- ・平成23年11月に、1000年に一度の巨大津波を想定した吉田町津波ハザードマップを作成し、これを根拠として「津波防災まちづくり」に着手し、15基の津波避難タワーと避難拠点、避難路を整備しました。また、確固たる安全を確保するために最も重要となるシーガーデン（海浜回廊、吉田漁港多目的広場等）の整備を進めています。今後も引き続き、安全・安心と賑わいづくりを一体的に進める「シーガーデンシティ構想」の具現化に向けた取組を一層推進していくことが必要です。
- ・家具固定サービス事業やプロジェクトTOUKAI-0事業の啓発を行っていますが、更に制度の普及促進を図ることが必要です。

【4年後の姿】

- ・1000年に一度の大津波にも耐え得るシーガーデン（海浜回廊、吉田漁港多目的広場等）の整備など住民の財産及び企業の生産活動を守る対策が着実に進展しています。シーガーデンの整備が進み、新たな賑わいが創出されています。
- ・家具固定サービス事業やプロジェクトTOUKAI-0推進事業（無料診断・補強計画策定・補強工事）等の耐震化事業を推進することにより、地震による被害が最小限に抑えられています。



施策4 情報伝達手段の充実・強化

〈施策の方向性〉

- よしだ防災メールの登録促進
- 防災行政無線（移動系）のデジタル化
- コミュニティ放送等を利活用した情報発信体制の強化

【現状と課題】

- ・ 災害時の情報収集・情報伝達の更なる充実を図るため、よしだ防災メールの登録促進や防災行政無線（移動系）のデジタル化への移行が必要です。
- ・ 災害時における情報発信手段を確保するため、日常的にコミュニティFMを活用するとともに、コミュニティFMと災害時の緊急放送及び臨時災害放送局の運営に関する協定を締結していますが、災害発生時におけるコミュニティ放送を活用した情報発信体制を更に強化するとともに、SNSの利用を意識した取組を行っていくことが必要です。

【4年後の姿】

- ・ 防災行政無線（移動系）のデジタル化が完了し、充実した情報伝達手段が確保されています。

関連する 個別計画

- 吉田町国土強靱化地域計画（策定中）
- シーガーデンシティ構想推進計画《シーガーデン（川尻海岸）整備編》
- 吉田町地域防災計画
- 吉田町国民保護計画
- 吉田町津波避難計画



第1章

災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり

分野・治山治水対策

目指す
状態

▶水害・土砂災害による被害を最小限にできるまち

分野の主な目標

内 容	単 位	現状値	目標値 (令和5年度)
大幡川・大窪川・第2大窪川の改修率	%	23.2 (令和元年度)	25.7
住吉地区浸水対策計画の策定率	%	0 (令和元年度)	100

施 策

施策1 治山治水対策の推進

〈施策の方向性〉

- 個別の河川及び都市下水路等の整備計画の策定及び整備
- 住吉地区浸水対策計画の策定及び推進（重点）
- 災害対応用の資機材等の充実

【現状と課題】

- ・ 多発化する集中豪雨により内水氾濫の危険性が高まっています。また、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている箇所があることから、大雨時等には災害への備えが必要となっています。
- ・ 水害を軽減するため、河川や水路の改修及びしゅんせつを実施するとともに、総合的な浸水対策の推進が必要です。
- ・ 水害や土砂災害時に住民に対し、的確な避難指示ができるよう体制を整えることが必要です。
- ・ 水害や土砂災害に備えるため、資機材等の充実に努めることが必要です。

【4年後の姿】

- ・ 災害への備えが図られ、浸水被害が減少しています。

施策2 施設の保守点検の確立

〈施策の方向性〉

- 排水機場等の定期的な点検や計画的な維持修繕

【現状と課題】

- ・ 排水機場、ポンプ、河川の樋門などの施設の定期的な点検を行うとともに、老朽化した施設の計画的な維持管理を行う必要があります。

【4年後の姿】

- ・ 災害等への備えとして、排水機場等各施設が適正な機能を発揮できるようになっています。

関連する
個別計画

- 吉田町国土強靱化地域計画（策定中）
- 吉田町地域防災計画
- 吉田町水防計画



第1章

災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり

分野・交通安全対策

目指す
状態

▶交通事故のない安全で住みよいまち

分野の主な目標

内 容	単 位	現状値	目標値(令和5年度)
交通人身事故発生件数	件/年	191 (平成30年度)	150 以下

施 策

施策1 交通安全対策の推進

〈施策の方向性〉

- 交通安全推進団体と連携した交通安全教室、街頭指導、街頭立哨、街頭広報の強化
- 高齢者の交通安全意識の高揚
- 交通事故に係る相談窓口の運営

【現状と課題】

- ・交通安全運動及び交通事故ゼロの日を中心に交通安全指導や広報活動を実施し、交通安全意識の高揚を図っています。今後は、交通事故の多くを占める、高齢者の関わる事故や追突・出合頭による事故などの対策を講じる必要があります。
- ・静岡県と協働し、引き続き交通事故に係る適切な助言を行う相談窓口を設けていくことが必要です。

【4年後の姿】

- ・交通指導員、交通安全会、交通安全協会、静岡県警等と連携し、交通安全運動や交通安全教育を実施することにより、住民の交通安全意識の高揚と交通モラルの向上が図られ、交通事故が減少しています。
- ・交通事故に係る相談窓口を継続して設けることにより、交通事故の解決が円滑に図られています。

施策2 交通安全施設の計画的な整備

〈施策の方向性〉

- 区画線やカーブミラー等の計画的な点検・整備の実施
- 園児等子どもの移動経路等における緊急安全点検の実施、安全対策の推進

【現状と課題】

- ・ 区画線の損耗が進んでいる道路や老朽化により機能低下が見られるカーブミラー等の交通安全施設を計画的に維持修繕することが必要です。
- ・ 昨今の事故情勢を踏まえ、園児等子どもが日常的に移動する経路の安全確保が必要です。

【4年後の姿】

- ・ 区画線やカーブミラー等の適正な管理と計画的な整備により、効果的な安全対策が図られています。
- ・ 園児等子どもの移動経路等において、効果的な安全対策が図られています。

関連する 個別計画

- 吉田町交通安全計画



第1章

災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり

分野・くらし安全

目指す
状態

▶安全で安心して生活できる、犯罪のない健全で明るいまち

分野の主な目標

内 容	単 位	現状値	目標値(令和5年度)
青色防犯パトロール実施団体数	団体	2 (平成30年度)	10 以上
刑法犯認知件数(※)	件/年	121 (平成30年度)	120 以下

※警察によって刑法犯罪の発生が認知された件数

施 策

施策1 防犯対策の推進

〈施策の方向性〉

- 「警察力・行政力・地域力」の連携促進
- 防犯環境の整備促進

【現状と課題】

- ・平成21年に「防犯の日」（毎月15日）を制定し、防犯まちづくり推進協議会と連携して防犯活動を実施しています。
- ・犯罪抑止には「警察力・行政力・地域力」の連携と、住民への防犯思想の普及及び自主防犯体制の確立に向けた支援を強化することが必要です。
- ・犯罪者に犯罪の機会を与えない、犯罪被害に遭いにくい環境を整備することが必要です。

【4年後の姿】

- ・自治会、町内会、警察署などで組織する防犯まちづくり推進協議会の活動の自立や参加団体の活動の強化を図ることにより、自主防犯体制が確立されています。
- ・防犯思想の普及や犯罪者に犯罪の機会を与えない、犯罪被害に遭いにくい環境が整備されることにより、防犯対策が推進されています。
- ・防犯灯の設置、防犯点検シートの活用、地域ぐるみの防犯パトロールなどを実施することにより、防犯環境が整備されています。

施策2 消費者啓発の強化

〈施策の方向性〉

- 消費生活相談窓口の運営
- 消費生活に関する出前講座等の実施
- 消費者団体の支援
- 啓発リーフレット等による適切な情報提供

【現状と課題】

- ・ 消費者を取り巻く社会環境の変化が著しい中、町への消費生活相談件数は依然として多く、消費生活相談員による相談窓口を継続して実施するとともに、適切な情報提供など消費者への意識啓発を強化することが必要です。
- ・ 高齢者を狙った「架空請求」や「オレオレ詐欺」などの詐欺が多いため、被害防止に向けた対策が必要です。

【4年後の姿】

- ・ 消費生活相談員による相談対応と適切な情報提供に努めることにより、住民の消費者意識が向上し、主体的・合理的な判断のもと、行動しています。
- ・ 高齢者を狙った詐欺対策に重点を置いたPR活動を行うことにより、詐欺被害が減少しています。

第1章

災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり

分野・消防・救急

目指す状態

▶「安全・迅速・確実」な消防・救急体制が整備されたまち

分野の主な目標

内 容	単 位	現 状 値	目 標 値 (令和5年度)
消防団協力事業所表示制度(※) 登録事業所数	事業所	13 (平成30年度)	20
女性消防団員数	人	4 (平成30年度)	10
救急車両の平均現場到着時間	時間	8分20秒 (平成30年)	7分以内
火災車両の平均現場到着時間	時間	9分32秒 (平成30年)	10分以内

※事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながるるとともに、事業所の協力を通じて地域における防災体制の充実強化を図ることを目的とする制度

施 策

施策1 消防・救急体制の整備

〈施策の方向性〉

- 消防・救急広域体制の維持

【現状と課題】

- ・ 災害や事故の大規模・多様化、救急需要の増加といった消防を取り巻く環境の変化に対応するため、消防・救急に係る事務の広域化に参画し、静岡市に委託しています。今後も消防・救急広域体制を維持し、住民への消防・救急サービスの向上を図ることが必要です。

【4年後の姿】

- ・ 静岡地域消防救急広域化により、消防・救急体制が強化されています。

施策2 消防団の充実・強化

〈施策の方向性〉

- 消防団活動の支援
- 消防団協力事業所表示制度の促進（重点）
- 消防団員の確保、女性消防団員の増加（重点）
- 消防車両や消防資機材の整備・更新

【現状と課題】

- ・ 火災予防啓発活動を実施するとともに、消防団活動の普及啓発に努めています。
- ・ 消防団については、現在、消防団員定数を満たすことが困難であるため、消防団協力事業所表示制度の導入等による団員確保に向けた取組を行っており、年々事業所数が増加しています。
- ・ 全国的に女性の消防団員が増加する中、本町においても女性消防団員の必要性の理解が進み、増加傾向にあります。今後も幅広い年齢層、多職種の女性の加入を促し、女性団員の活動の一層の活性化を図ることが必要です。
- ・ 消防・救急体制の充実を図るため、消防車両や資機材を計画的に整備・更新することが必要です。

【4年後の姿】

- ・ 消防団の充実・強化を図ることにより、地域に密着した要員動員力と即時対応力が向上しています。
- ・ 女性消防団員が増加することにより、女性の視点を生かした火災予防（広報）活動や救護活動などが行われています。
- ・ 資機材の計画的な整備・更新を進めることにより、「安全・迅速・確実」な消防団活動が展開されています。

